株主各位

福岡県大野城市仲畑二丁目3番17号株 式 会 社 プ ラ ッ ツ 代表取締役社長 城 雅 宏

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止策の徹底が必要な状況にあることを踏まえ、慎重に検討いたしました結果、役員選任や配当決議を要することから本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、こうした状況に鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面による事前の議決権行使をお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年9月26日(月曜日)午後5時45分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (https://www.platz-ltd.co.jp/) にてお知らせいたします。

敬具

記

- 1. 開催日時 2022年9月27日 (火曜日) 午前10時
- 2. 開催場所 福岡県福岡市博多区下川端町3番2号 ホテルオークラ福岡 3階 メイフェア
- 3. 目的事項 報告事項
- 1. 第30期 (2021年7月1日から2022年6月30日まで)事業報告、連結計算書類 並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第30期 (2021年7月1日から2022年6月30日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

[◎]本株主総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参ください

ますようお願い申し上げます。

- ◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意及び株主懇談会の開催はございません。何卒 ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会会場におきましては、開催日現在の状況に応じて株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(https://www.platz-ltd.co.jp)に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、また、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.platz-ltd.co.jp/) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(提供書面)

事 業 報 告

(2021年7月1日から) (2022年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止策を講じつ つ、政府主導の各種政策により経済活動レベルは段階的に引き上げられているものの、いま だ収束の目処は立たず、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いておりま す。

一方、米国及び欧州では新型コロナウイルス感染症拡大のピークが過ぎ、経済活動も徐々に正常化しつつある状況となったものの、2022年2月に発生したロシアのウクライナ侵攻により、地政学的リスクや原材料及び原油高などの新たな問題も発生しております。

また、中国においては新型コロナウイルス感染症再拡大を回避するための活動制限が続いたほか、海運の停滞、半導体の供給不足等も継続して発生しており、不透明な状況が続いております。

介護保険制度の状況につきましては、2022年3月時点の要支援及び要介護認定者の総数は、前年比で1.6%増加し714万人、総受給者数は同2.1%増加し536万人となっております。また、福祉用具貸与制度における特殊寝台利用件数については前年比で3.3万件増加し、103.5万件(前年比3.3%増)となっております(出所:厚生労働省HP「介護給付費等実態統計月報」)。

このような市場環境の中、福祉用具流通市場におきましては、主力商品である介護用電動ベッド「MioletⅢ」は発売から約3年が経過し需要が一巡したほか、新製品の発売が遅延したことなどから、当連結会計年度の同市場の販売実績は前期比で14.9%減少し、4,641百万円となっております。

医療・高齢者施設市場におきましては、介護保険制度における施設サービス(特別養護老人ホーム等)、特定施設及び地域密着型サービス(有料老人ホーム等)を提供する事業所数が2022年3月時点で4.1万事業所(前年比1.0%増)となっております(出所:厚生労働省HP「介護給付費等実態統計月報」)。また、国土交通省による「高齢者等居住安定化推進事業」に基づく高齢者住宅(サービス付き高齢者住宅)につきましては、2022年3月時点で8,064棟(同2.3%増)、27.5万戸(同2.9%増)となっております(出所:サービス付き高齢者住宅情報提供システムHP「登録情報の集計結果等」)。

このような市場環境の中、新型コロナウイルスの感染対策により、一部の医療施設や高齢者施設への営業活動が停滞したものの、引き続き営業活動を強化したことで、当連結会計年度の同市場の販売実績は前期比で19.4%増加し、1,515百万円となっております。

家具流通市場における医療介護用電動ベッドの状況としましては、一般ベッドと同様に長期的には減少傾向が続いていることから、当連結会計年度の同市場の販売実績は前期比で24.6%減少し、101百万円となっております。

海外市場におきましては、中国で新型コロナウイルス感染症が再拡大し、ロックダウンの 実施による経済活動が制限された影響で連結子会社である富若慈(上海)貿易有限公司の営 業活動も大きく制限を受けたため、当連結会計年度の海外市場の販売実績は前期比で34.6% 減少し、120百万円となっております。

なお、当社及び連結子会社における当連結会計年度の医療介護用電動ベッドの総販売台数は4.9万台(前期比14.4%減)となっております。

為替の状況に関しましては、当連結会計年度の期中平均為替レートが1ドル=117円45銭となり、前期と比較して円安傾向となりました。また、海外物流コストや原材料価格の高騰の影響も重なったことなどから、売上総利益率は34.0%(前期比6.6ポイント減)となっております。

また、営業外収益として持分法による投資利益69百万円(前期比46.3%減)、為替差益186百万円(前期比753.8%増)、保険解約返戻金31百万円を計上したほか、特別損失として、2020年10月8日公表の「特別損失の計上に関するお知らせ」に記載しております判決により発生する遅延損害金として訴訟損失引当金繰入額19百万円を計上しております。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高6,379百万円(前期比9.4%減)、営業利益100百万円(同86.1%減)、経常利益394百万円(同54.9%減)、親会社株主に帰属する当期純利益263百万円(同13.8%減)となりました。

なお、当社グループは、「医療介護用電動ベッド事業」の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

また、当連結会計年度における販売実績を販売先市場別に示すと、次のとおりであります。

販 売 先 市 場	前連結会計年度 (自 2020年7月1日 至 2021年6月30日)	当連結会計年度 (自 2021年7月1日 至 2022年6月30日)	前期比増減率 (%)
福祉用具流通市場(千円)	5, 451, 981	4, 641, 040	△14.9
医療·高齢者施設市場(千円)	1, 269, 108	1, 515, 894	19. 4
家 具 流 通 市 場(千円)	134, 908	101, 706	△24. 6
海 外 市 場(千円)	184, 248	120, 410	△34. 6
合 計 (千円)	7, 040, 247	6, 379, 051	△9. 4

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、283百万円であり、その主なものは建設仮勘定(160百万円)、支店移転に伴う内装工事等の建物及び構築物(43百万円)、リース資産(72百万円)であります。

③ 重要な資金調達の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

ております。

区		分	第27期 (2019年6月期)	第28期 (2020年6月期)	第29期 (2021年6月期)	第30期 (2022年6月期) (当連結会計年度)
売	上	高(千円)	5, 940, 672	6, 098, 321	7, 040, 247	6, 379, 051
経常	利	益(千円)	405, 275	664, 184	873, 857	394, 036
親会社株主当期	Eに帰属 純 利	^{する} (千円) 益	292, 039	507, 818	305, 855	263, 597
	た り ^当	当期(円) 益	78. 39	136. 32	84. 02	74. 64
総	資	産(千円)	4, 705, 825	5, 133, 362	6, 213, 462	6, 468, 431
純	資	産(千円)	2, 429, 688	2, 832, 895	2, 743, 787	2, 974, 033
1株当た	り純資	産額(円)	652. 22	760. 47	777. 93	841. 57

(注) 当社は、第29期より「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。第29期より株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-ESOP)」に残存する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。 また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含め

なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は170,700株であり、 1株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末株式数は170,700株であります。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

	区	分	第27期 (2019年 6 月期)	第28期 (2020年 6 月期)	第29期 (2021年6月期)	第30期 (2022年6月期) (当事業年度)
売	上	高(千円)	5, 818, 199	5, 946, 629	6, 900, 291	6, 313, 403
経	常 利	益(千円)	430, 479	675, 707	808, 028	364, 323
当其	朝 純 利	益(千円)	298, 079	522, 616	247, 649	234, 027
1 株 純	当たりき	当 期(円) 益(円)	80. 01	140. 29	68. 03	66. 27
総	資	産(千円)	4, 524, 824	5, 070, 411	6, 069, 684	6, 193, 074
純	資	産(千円)	2, 348, 031	2, 796, 659	2, 613, 275	2, 701, 098
1株当	6たり純資	産額(円)	630. 30	750. 75	740. 92	764. 33

(注) 当社は、第29期より「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。第29期より株主資本に自己株式として計上されている「株式給付信託 (J-ESOP)」に残存する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

また、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

なお、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は170,700株であり、 1株当たり純資産額の算定上、控除した自己株式の期末株式数は170,700株であります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	出	資	比	率	事	業	内	容
富若慈(上海)貿易有	限公司	6	500万丿	、民元			1	00%	中国での	介護用電	動ベッド	の販売

(4) 重要な企業結合等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

① 国内販売体制の強化

当社グループは、医療介護用電動ベッドの製造・販売を主たる業務としており、福祉用具流通市場における収益がグループ収益の大半を占めております。当社グループは、当該市場の収益を基盤としつつ、医療・高齢者施設市場に注力することで国内営業力の強化を図ってまいります。

② 製品ラインナップ、事業領域の拡大

医療介護用電動ベッド事業においては、マットレスといった従来からのベッドに関連した製品に加え、離床センサーや見守りセンサーなどのIoTを生かした製品を企画開発し、製品ラインナップ及び事業領域を拡大させることにより、ベッド以外の収益源を確保し、安定した収益構造を構築してまいります。

③ 生産体制・コスト競争力の強化

当社グループは、医療介護用電動ベッドの製造販売を主たる業務としており、「高品質・高機能・低価格」を企業の強みとして事業展開しております。

当社グループでは、持分法適用関連会社のSHENGBANG METAL CO., LTD. が、当社の主力製品である医療介護用電動ベッド及び周辺機器等の主要な部品であるスチール部品の製造から、品質検査、アッセンブリを行っており、品質検査については、当社の品質管理部門が指導、管理を行っております。

既存の生産拠点の効率化を図りつつ、外部環境の変化により発生する原材料高や為替相場の変動によるコストアップ、製造停止などのリスクにも対応するための最適な生産体制を構築することで、継続してコスト競争力の向上と製品の安定供給を行ってまいります。

④ 海外市場 (東アジア) の強化

世界的な平均寿命の延伸と出生率の低下により、高齢化は日本国内に留まらず、世界規模での社会問題となっております。当社グループでは、中国を中心とした東アジア圏市場の開拓に取り組んでおり、販売の実績を着実に積み上げております。特に中国市場においては、当社製品の拡販と新顧客開拓を図るため、連結子会社の富若慈(上海)貿易有限公司を中心に営業活動を展開しております。

今後も各国の介護ニーズにあった商品開発や有力な代理店網の構築等の事業策を展開するなど販売体制を構築していくことで市場の拡大を図ってまいります。

⑤ 環境変化に適応した体制作り

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、テレワークの推進やソーシャルディスタンスの確保など、新たな生活様式に適応することが求められております。近年進めて参りました働き方改革に加え、こうした環境変化をいち早く感知し、柔軟に対応していくための組織体制の強化を実行します。

また、地球温暖化による自然災害も多発しており、事業の継続性を確保するための体制整備を図ってまいります。

(6) 主要な事業内容(2022年6月30日現在)

当社グループは、医療介護用電動ベッドの製造及び販売を主たる業務としております。

(7) 主要な支店及び工場(2022年6月30日現在)

① 当社の主要な支店

本	社	福岡県大野城市
支	店	関東支店 (東京都大田区)
		東海支店 (愛知県名古屋市)
		関西支店(大阪府東大阪市)
		中四国支店(広島県福山市)
		九州支店(福岡県大野城市)
		東北支店 (宮城県仙台市)
		北海道支店(北海道札幌市)

② 子会社

(8) 使用人の状況 (2022年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
医療介護用電動ベッド事業	110名	4名増

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
109名	4名増	39.1歳	8.3年

(注) 使用人数は就業員数であります。

(9) 主要な借入先及び借入額(2022年6月30日現在)

借	入	先		借 入 金 残 高
株 式 会	社 福	岡 銀	行	1,099,680千円
株式会社	西日本シ	ティ銀	行	375, 720千円
株式会	社 み ず	ほ銀	行	300,000千円
株式会	社 筑	邦 銀	行	270,000千円
株式会社	上 三 菱 U	F J 銀	行	150,000千円
みずほ信	計 銀 行	株式会	社	54,991千円

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、パラマウントベッド株式会社が当社を相手方として提起した訴訟に関して、東京地方裁判所より、パラマウントベッド株式会社の請求を一部認容し、損額賠償額381,222千円及びその遅延損害金を支払うよう命じた2020年9月25日の判決(以下、第一審判決という)が言い渡されましたが、第一審判決後に当社及びパラマウントベッド株式会社による控訴がなされており、現在係争中であります。

当社では、本判決が最終的に東京地方裁判所の判決どおりに確定した場合に備え、これらにより発生する請求額及びその遅延損害金を訴訟損失引当金として525,203千円計上しております。

2. 会社の株式に関する事項 (2022年6月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 7,840,000株

(2) 発行済株式総数 3,726,000株

(3) **当事業年度末の株主数** 3,343名 (前期末比666名増)

(4) 大株主の状況(上位10名)

株			Ė	È			名	持	株	数	持	株	比	率
株	式	会	礻	±	Е	K	S		5	551,300株			1	4. 88%
Viet	nam	Precis	ion :	Indus	trial	СО.,	LTD.		2	284, 400株				7. 68%
福		山		恵	美		子		2	262,400株				7.08%
株式	会社	日本カ	スト	ディ針	银行(化	言託E	口)		1	70,700株				4. 61%
株	式	会 礼	生 =	幸 君	1 製	作	所]	28,000株				3. 46%
株	式	会	社	福	岡	銀	行		1	20,000株				3. 24%
プ	ラ	ッッツ	従	業	員 持	株	会]	108,100株				2.92%
福		Щ			明		利		1	108,000株				2. 92%
城					雅		宏			60,000株				1.62%
株	式	会	社	筑	邦	銀	行			60,000株				1.62%

(注) 持株比率は自己株式21,373株を控除して計算しております。

なお、株式付与ESOP信託口が所有する当社株式(170,700株)は、自己株式に含めず計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は2018年8月10日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度を導入することを決議しました。これを受け、2020年10月22日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を行うことを決議し、2021年11月5日に普通株式6,880株を処分しております。なお、当社の対象取締役に対して割り当てた譲渡制限付株式の数は以下のとおりです。

役	員	区	分	割当て対象人数	割り当てた株式の数
取締役(監査等委員と	社外取締役	を除く)	4名	6,880株

(6) その他株式に関する重要な事項

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員の福利厚生を目的として、従業員向け株式給付信託を導入しております。 2022年6月30日現在において、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が所有する当該自己 株式の帳簿価額及び株式数は、252,806千円、170,700株であります。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2022年6月30日現在)

氏			名	地位及び担当 重要な兼職の状況
福	Щ	明	利	代表取締役 会長
城		雅	宏	代表取締役 社長
河口	为 谷	忠	弘	専務取締役 営業統括部長
古	賀	愼	弥	常務取締役 商品統括部長
近	藤		勲	取締役 管理統括部長
Щ	П	勝	也	取締役 営業統括部副統括部長
八	田	正	昭	取 締 役 二和興産株式会社 専務取締役
松	尾		貢	取締役(常勤監査等委員)
Л	邊	康	晴	取締役(監査等委員) 川邊事務所 会長
廣	瀬	隆	明	広瀬公認会計士事務所 所長 北九州ベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役社長 株式会社ナフコ 取締役
柴	田	祐	=	取 締 役 (監 査 等 委 員) 柴田祐二公認会計士事務所 所長株式会社ゼンリン 取締役

- (注) 1. 取締役八田正昭氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査等委員川邊康晴氏、廣瀬降明氏及び柴田祐二氏は、社外取締役である監査等委員であります。
 - 3. 常勤監査等委員松尾貢氏は、長年にわたり当社の経理部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 監査等委員川邊康晴氏は、銀行出身者であり、金融機関の経営者であったことから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 5. 監査等委員廣瀬隆明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見 を有するものであります。
 - 6. 監査等委員柴田祐二氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見 を有するものであります。
 - 7. 当社は、取締役八田正昭氏、監査等委員川邊康晴氏、廣瀬隆明氏及び柴田祐二氏を東京証券取引所 及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として両取引所に届け出ております。
 - 8. 当社は、取締役会以外の重要な会議への出席を継続的・実効的に行うなど、情報収集や監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に 基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び当社子会社の取締役(監査等委員含む)及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に関し保険期間中に提起された損害賠償請求(株主代表訴訟を含む。)等に起因して、被保険者が被る損害を当該保険により填補することとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反などの場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役及び監査等委員の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成しております。ただし、監査等委員である取締役については、その職務に鑑み、非金銭報酬等を支払わないものとしております。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期 又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社の水準、当社の業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとし

ております。

ハ. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針 (報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬(役員賞与、以下省略)は、取締役会において経営計画の達成度合いを考慮し、株主総会で決議された限度額から固定報酬を控除した金額の範囲内で決定し、毎年一定の時期に支給することとしております。

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、基本報酬及び業績連動報酬とは別枠で、監査等委員及び社外取締役を除き、株主総会で決議された限度額又は株式数の範囲内で決定し、毎年 一定の時期に付与することとしております。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会において検討を行い、決定することとしております。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長城雅宏がその具体的 内容について委任を受けるものとし、その権限の内容及び裁量の範囲は、監査等委員でない 取締役の基本報酬の額を株主総会で決議された限度額の範囲内で決定することとしておりま す。

なお、取締役会では、業績連動報酬における取締役個人別の報酬額を決議するほか、株式報酬における取締役個人別の割当株式数を決議しております。

委任した理由につきましては、当社全体の業績を勘案した上で、各取締役(監査等委員を除く。)の担当部門について、評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

監査等委員である取締役の報酬等の額の決定については、報酬限度額の範囲内において監査等委員会での協議を経て決定しております。

②当事業年度にかかる報酬等の総額等

区分	員 数	報酬等の 総 額	固定報酬	業 績 連 動 報 酬
取締役(監査等委員を除く)	7名	142, 546千円	118,680千円	23, 866千円
(う ち 社 外 取 締 役)	(1)	(1, 400千円)	(1,200千円)	(200千円)
取締役(監査等委員)(うち社外取締役)	4名	13,580千円	11,640千円	1,940千円
	(3)	(4,200千円)	(3,600千円)	(600千円)
合 計	11名	156, 126千円	130, 320千円	25, 806千円
(う ち 社 外 役 員)	(4)	(5, 600千円)	(4, 800千円)	(800千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年9月27日開催の第26期定時株主総会において、取締役(監査等委員を除く)について年額200百万円以内、取締役(監査等委員)について年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く)の員数は7名(うち社外取締役1名)、取締役(監査等委員)の員数は4名(うち社外取締役3名)となります。
 - 2. 上記1. の取締役の報酬限度額とは別枠で、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)について 2018年9月27日開催の第26期定時株主総会において、株式報酬の限度額として年額30百万円以内と 決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)の員数は6名となります。
 - 3. 業績連動報酬にかかる業績指標は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、親会社株主に帰属する当期純利益を採用しており、その実績は263,597千円であります。賞与の算定にあたっては、親会社株主に帰属する当期純利益に一定比率を乗じた額を上限とし、当社の業績等を勘案して決定しております。
 - 4. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員賞与21,140千円、取締役7名に対し、19,200千円 (うち、社外取締役1名に対し200千円)、監査等委員4名に対し1,940千円(うち社外監査等委員 3名に対し600千円)が含まれております。
 - 5. 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容 及びその交付状況は「2. 会社の株式に関する事項」に記載のとおりであります。
 - 6. 上記支給額には、譲渡制限付株式報酬(取締役分(監査等委員及び社外取締役を除く)4,666千円を 含んでおります。

(5) 事業年度中に辞任又は解任された役員の状況

該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区	分	氏			名	兼	Ħ	哉	先	会	社	Ŀ.	名	兼服	畿の内	容
取 締	役	八	田	正	昭	=	和	興	産	株	式	会	社	専 發	5 取 紹	帝 役
取 締 (監査等委	役 員)	ЛП	邊	康	晴	Л		邊	事	F	務		所	会		長
取 締 (監査等委)	役 員)	廣	瀬	隆	明	広 北九 株		公 記 ンチ 会	ャーキ	トヤピ	士 事 ゚゚タル [®] ナ	・務 株式: フ	所 会社 コ	所 代表 []] 取	取締役 締	長 社長 役
取 締 (監査等委	役 員)	柴	田	祐		柴株	田 祐 式	二 会	公 認 社	会ませ	十士	事 務	所ン	所取	締	長 役

(注) 当社と各兼職先との間に重要な取引及び特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況 及 び 社 外 取 締 役 に 期 待され る 役 割 に 関 し て 行 っ た 職 務 の 概 要
		当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回出席いたしました。
┃ ┃ 取 締 役	八田正昭	長年にわたる金融機関での勤務及び企業経営の経験を生かし、当社の
	/ ш ш ш	コーポレート・ガバナンス体制の強化や取締役会の意思決定の妥当性
		や適正性を確保するために適宜発言を行っております。
		当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査等委員会13回
┃ ┃ 取 締 役		のうち12回出席いたしました。長年にわたる金融機関の経営者の経験
(監査等委員)	川邊康晴	を生かし、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性や適正
		性を確保するため、適宜発言を行っております。また、監査等委員会
		において、当社の事業リスク等について適宜発言を行っております。
		当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回、監査等委員会13回
┃ ┃ 取 締 役		のうち12回出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地か
(監査等委員)	廣瀬隆明	ら、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確
		保するため、適宜発言を行っております。また、監査等委員会におい
		て、当社の財務・会計等について適宜発言を行っております。
		当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会13回
┃ ┃ 取 締 役		のうち13回出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地か
(監査等委員)	柴田祐二	ら、取締役会においては、取締役会の意思決定の妥当性や適正性を確
73.30		保するため、適宜発言を行っております。また、監査等委員会におい
		て、当社の財務・会計等について適宜発言を行っております。

(7) その他役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会 計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 当社の持分法適用関連会社であるSHENGBANG METAL CO., LTD. は、当社の会計監査人と同一のネット ワークに属するアーンストアンドヤングのメンバーファームの監査を2020年1月以降受けております。
 - 3. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積の算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した 場合に会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科目	金額
(資産の部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3, 997, 739	流 動 負 債	1, 838, 860
現金及び預金	1, 455, 759	買掛金	52, 722
	1, 100, 103	短 期 借 入 金	1, 250, 000
受取手形及び売掛金	949, 209	1年内返済予定の長期借入金	314, 244
商品及び製品	616, 192	リース債務	33, 820
		未払法人税等	5, 934
未 着 品	344, 433	そ の 他	182, 140
そ の 他	632, 144	固 定 負 債	1, 655, 536
		長期借入金	686, 147
固 定 資 産 	2, 470, 691	リース債務	81, 558
有 形 固 定 資 産	431, 335	役員退職慰労引当金	207, 897
77. 14. 77 < 10 144 665 14.	000 015	退職給付に係る負債	106, 696
建物及び構築物	308, 615	資 産 除 去 債 務	34, 230
機械、運搬具及び工具器具備品	16, 252	訴訟損失引当金	525, 203
リース資産	100 214	株式給付引当金	13, 802
リース資産	106, 314	負 債 合 計	3, 494, 397
建設仮勘定	152	(純 資 産 の 部)	
 無形固定資産	13, 504	株 主 資 本	2, 926, 376
	10,004	資 本 金	582, 052
投資その他の資産	2, 025, 852	資本剰余金	302, 730
投資有価証券	1, 003, 245	利益剰余金	2, 329, 693
		自己株式	△288, 098
長期貸付金	758, 574	その他の包括利益累計額	47, 657
繰 延 税 金 資 産	204, 481	その他有価証券評価差額金	△1,617
		為替換算調整勘定	49, 274
そ の 他	59, 551	純 資 産 合 計	2, 974, 033
資 産 合 計	6, 468, 431	負債・純資産合計	6, 468, 431

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年7月1日から) (2022年6月30日まで)

(単位:千円)

	Ŧ	4				目		金	
売			上		高				6, 379, 051
売		上		原	価				4, 212, 128
	売		上	総	利		益		2, 166, 922
販	売	費及	ひ 一	般管	理 費				2, 066, 145
	営		業		利		益		100, 777
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	8, 219	
	受		取	酉己	当		金	672	
	為		替		差		益	186, 963	
	持	分		よる	投 資	利	益	69, 042	
	保	険	解	約	返	戻	金	31, 857	
	そ			\mathcal{O}			他	14, 680	311, 435
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	11, 838	
	投	資	事 業		合 運	用	損	5, 668	
	そ			0)			他	669	18, 176
l	経		常		利		益	394, 036	
特		別		損	失	_	dont		
	訴	訟打		引当	金繰		額	19, 061	19, 061
	税	金等		整 前 当			益	110.000	374, 975
	法	人税	、住			事業	税	112, 629	
	法	人	税	等	調	整	額	△1, 251	111, 378
	当		期	純	利	1 (d. II)	益 **		263, 597
	親	会 社 科	主王に	帰属す	る当期	1	益		263, 597

⁽注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年6月30日現在)

(単位:千円)

科目	金 額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	4, 010, 334	流 動 負 債	1, 836, 439
現金及び預金	1, 419, 555	買掛金	52, 544
受 取 手 形	46, 546	短 期 借 入 金	1, 250, 000
電子記録債権	44, 036	1年内返済予定の長期借入金	314, 244
		リース債務	33, 820
売 掛 金	852, 203	未 払 金	118, 234
商品品	622, 747	未 払 費 用	39, 544
貯 蔵 品	50	未 払 法 人 税 等	5, 934
未着品	344, 433	預 り 金	19, 155
前 渡 金	109, 659	その他	2, 961
前 払 費 用	22, 989	固定負債	1, 655, 536
そ の 他	548, 111	長期借入金	686, 147
 固定資産	2, 182, 740	リース債務	81, 558
	431, 335	退職給付引当金	106, 696
建物	301, 118	役員退職慰労引当金	207, 897
		資産除去債務 訴訟損失引当金	34, 230
構築物	7, 497		525, 203
機械及び装置	0	株式給付引当金 負 債 合 計	13, 802 3, 491, 976
車 両 運 搬 具	0	(純 資 産 の 部)	3, 491, 970
工具、器具及び備品	16, 252	株ま資産の部別	2, 702, 715
リース資産	106, 314	か エ 貝 か 資 本 金	582, 052
建設仮勘定	152	資本剰余金	302, 730
無形固定資産	13, 504	資本準備金	308, 447
ソフトウェア	12, 253	その他資本剰余金	△5, 717
そ の 他	1, 251	利益剰余金	2, 106, 031
投資その他の資産	1, 737, 900	利益準備金	26, 664
投資有価証券	74, 342	その他利益剰余金	2, 079, 367
関係会社出資金	639, 750	繰越利益剰余金	2, 079, 367
		自 己 株 式	△288, 098
長期貸付金	758, 574	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△1, 617
繰 延 税 金 資 産	206, 995	その他有価証券評価差額金	△1, 617
そ の 他	58, 237	純 資 産 合 計	2, 701, 098
資 産 合 計	6, 193, 074	負 債 · 純 資 産 合 計	6, 193, 074

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2021年7月1日から) (2022年6月30日まで)

(単位:千円)

	1	<u></u>		目		金	額
売		上		高			6, 313, 403
売		上	原	価			4, 166, 315
	売	上	松	利	益		2, 147, 087
販	売	費 及 び -	- 般 管 理	費			2, 035, 961
	営	業	利		益		111, 125
営		業外	収	益			
	受	取	利		息	8, 153	
	受	取	配	当	金	33, 475	
	為	替	差		益	183, 319	
l	保	険 解	約 返	戻	金	31, 857	
	そ		Ø		他	14, 558	271, 364
営		業外	費	用			
	支	払	利		息	11, 838	
	投	資 事 美	美組 合	運用	損	5, 668	
	そ		0)		他	660	18, 167
İ	経	常	利		益		364, 323
特		別	損	失			
	訴	訟 損 失	引 当 金	繰 入	額	19, 061	19, 061
	税	引 前	当 期	純 利	益		345, 262
	法	人税、自	民 税 及	び事業	税	112, 629	
	法	人 税	等 調	整	額	△1, 394	111, 234
	当	期	純	利	益		234, 027

⁽注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月22日

株式会社プラッツ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 英 治業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 野 健 志業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社プラッツの2021年7月1日から2022年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プラッツ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計 算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個 別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重 要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明 の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査 人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内 部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確 実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、 監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結 計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求め られている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や 状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並び に連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年8月22日

株式会社プラッツ

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久 保 英 治業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 内 野 健 志 業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社プラッツの2021年7月1日から2022年6月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分 かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に 関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部 統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積 りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

DI F

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2021年7月1日から2022年6月30日までの第30期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連 結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記 表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行に ついても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年8月22日

株式会社プラッツ 監査等委員会 監査等委員(常勤) 松尾 貢 即 監査等委員 川邊 康晴 即 監査等委員 廣瀬 隆明 即 監査等委員 柴田 祐二 即

(注) 監査等委員川邊康晴、廣瀬隆明及び柴田祐二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に 規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は事業の成長、拡大による企業価値の向上を最重要課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつと考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり といたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金16円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は59,274,032円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2022年9月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する 改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴 い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めること が義務付けられたことから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであ ります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更部分を示しております。)

現行定款	変	更	案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみな し提供)			
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。		(削 除)	

現	行	定	款		変	更	案
				_(電子打	是供措置等)	_	
	(新	設)		第15条	当会社は、	株主総会の招	集に際し、株主総
					会参考書類	質等の内容であ	る情報について電
					子提供措置	置をとる。	
				2			をとる事項のうち
					1		全部又は一部につ
							でに書面交付請求
							<u>する書面に記載す</u>
P/1 Eu				P/1 Eu	<u>ることを</u>	更しないものとっ	<u> </u>
附則	6 84 \ HH)	() P. III. PP.)		附則		A	II. rest.)
(監査役の責任	02000	3 /II/C/11 II/)	(11112-1111		余に関する経過打	苦苣)
	(条文	省略)		212 - 112	(現行どおり		
						電子提供に関する	
	(新	設)		第2条			月以内の日を株主
							については、定款
							類等のインターネ
						とみなし提供)	は、なお効力を有
					<u>する。</u>		
				2			月1日から6か月
							株主総会の日から
							ずれか遅い日後に
					これを削り	まする。_	

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

取締役7名(うち、社外取締役1名。監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、本議案については、監査等委員会から全ての 取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

候補者 番 号	が 第 名 氏 第 月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	福 山 朔 利 (1958年7月23日)	1983年4月 株式会社山善入社 1992年7月 有限会社九州和研(現当社)設立 代表取締役社長 2018年9月 代表取締役会長(現任)	108,000株
2	城 雅 宏 (1961年4月3日)	1985年4月 株式会社山善入社 1994年12月 株式会社ゼウスコーポレーション入社 2004年7月 当社入社 2004年9月 取締役営業部長 2009年7月 常務取締役営業部統括 2013年7月 常務取締役生産管理本部長 2013年9月 専務取締役生産管理本部長 2015年7月 代表取締役副社長 2018年9月 代表取締役社長(現任)	60,000株
3	河内 谷 忠 弘 (1967年7月11日)	1991年4月 株式会社山善入社 1994年12月 株式会社ゼウスコーポレーション入社 2004年7月 当社入社 2013年7月 管理本部長兼人事総務部長 2013年9月 取締役管理本部長兼人事総務部長 2015年7月 取締役人事総務部長 2016年7月 取締役営業統括部長 2018年9月 常務取締役営業統括部長 2021年9月 専務取締役営業統括部長(現任)	39, 720株

候補者番 号	É	略 歴 、	当社における地位及び担当要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
4	古 賀 愼 弥 (1969年7月5日)		当社入社 商品本部長兼商品開発部長 取締役商品本部長兼商品開発部長 取締役商品開発部長 取締役商品統括部長	11,720株
5	近 藤 勲 (1974年8月18日)	1997年4月 2005年8月 2013年7月 2016年7月 2016年9月	行) 入行 当社入社 管理本部 財務経理部長兼経営企画課長	20,060株
6	やま ぐち から や 山 口 勝 也 (1975年9月18日)	1999年3月 2016年7月 2018年7月 2018年9月 2019年7月		13, 260株
7	が	2010年4月 2015年9月 2016年4月 2018年2月 (重要な兼耶	同行営業統括部 法人推進室長 同行天神町支店長 株式会社親和銀行(現株式会社十八親和銀 行)出向執行役員営業統括部長 医療法人弘惠会ヨコクラ病院 理事 二和興産株式会社 常務取締役 当社社外取締役(現任) 二和興産株式会社 専務取締役(現任) 社会医療法人弘惠会ヨコクラ病院 理事(現 任)	_

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 八田正昭氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 八田正昭氏を社外取締役候補者とした理由は、会社経営に携わっているほか、銀行出身者であったことから、経営及び財務の知識や経験等を有しており、当社の経営について有益な助言や指摘を期待できることから、当社の社外取締役に適任であると判断し、候補者といたしました。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての任期期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年となります。
 - 4. 当社は、八田正昭氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
 - 5. 当社は、八田正昭氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しております。候補者の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役4名(うち社外取締役3名)は、本定時株主総会終結の時をもって任 期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	。 氏 [*] 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	松 尾 賃 (1954年11月17日)	1978年4月 株式会社福岡銀行入行 2006年4月 当社入社 2006年9月 監査役 2007年9月 取締役管理部長 2012年9月 常勤監査役 2018年9月 取締役(常勤監査等委員)(現任)	16, 000株
2	かり 後 康 晴 (1935年8月19日)	1958年4月 株式会社西日本相互銀行(現株式会社西日本 シティ銀行)入行 1982年6月 同行取締役 1992年6月 同行代表取締役専務 1998年6月 株式会社西銀経営情報サービス(現株式会社 NCBリサーチ&コンサルティング)代表取締 役社長 2001年6月 同社代表取締役会長 2002年10月 川邊事務所会長(現任) 2013年9月 当社社外監査役 2018年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 川邊事務所会長	_

候補者	が 第 名 氏 第 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	
3	* 廣 瀬 (1951年6月15日)	1977年11月 監査法人中央会計事務所入所 1983年9月 日本合同ファイナンス株式会社(現株式 ジャフコ)入社 1987年2月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任 法人)入所 2000年7月 監査法人太田昭和センチュリー(現EY新 有限責任監査法人)代表社員 2005年9月 広瀬公認会計士事務所所長(現任) 2005年10月 北九州ベンチャーキャピタル株式会社代 締役社長(現任) 2006年11月 日創工業株式会社(現日創プロニティ材社)社外監査役(現任) 2008年3月 株式会社TRUCK-ONE監査役 2012年6月 株式会社ナフコ監査役 2013年9月 当社社外監査役 2014年6月 株式会社フェヴリナホールディングス 式会社フォーシーズHD)社外監査役(現任) 2016年6月 株式会社ナフコ社外取締役(現任) 2017年3月 株式会社TRUCK-ONE社外取締役(現任) 2018年9月 当社社外取締役(監査等等員)(現任)(重要な兼職の状況)広瀬公認会計士事務所所長 北九州ベンチャーキャピタル株式会社代表取締役社株式会社ナフコ社外取締役	E監査 所日本 代表取 未式会 8,400株 (現株 混任)
4	柴 田 祐 二 (1961年9月12日)	1988年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任 法人)入所 2016年10月 柴田祐二公認会計士事務所所長(現任) 2018年6月 株式会社ゼンリン社外取締役(監査等委 (現任) 2018年9月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 柴田祐二公認会計士事務所所長 株式会社ゼンリン社外取締役	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 川邊康晴氏、廣瀬隆明氏及び柴田祐二氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 川邊康晴氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、元銀行経営者及び当該銀行グループのコンサルティング子会社の元代表者であったことから、経営者として十分な経験と知見を有していると判断し、当社の社外取締役に適任であると判断し、候補者といたしました。

なお、同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外監査役及び社外取締役としての任期期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。

廣瀬隆明氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、監査法人出身者で、現在でも公認会計士として活躍しており、また、当社以外の会社においても社外役員として就任していることから、取締役会を監査・監督する上で十分な経験と知見を有していると判断し、当社の社外取締役に適任であると判断し、候補者といたしました。

なお、同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外監査役及び社外取締役としての任期期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。

柴田祐二氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、監査法人出身者で、現在でも公認会計士として活躍しており、また、当社以外の会社においても社外役員として就任していることから、取締役会を監査・監督する上で十分な経験と知見を有していると判断し、当社の社外取締役に適任であると判断し、候補者といたしました。

なお、同氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての任期期間は、本株主総 終結の時をもって4年となります。

- 4. 当社は、候補者を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。候補者の選任が承認された場合は、当社は引き続き候補者を独立役員とする予定であります。
- 5. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度 として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。候補者の再任が承 認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
- 6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しております。候補者の再任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

(生年月日)	略 (重	要な	兼	職	の	状	歴 況)	所有する当 社の株式数
た なべ たかし	2000年10月	弁護士登	经绿					
田 邊 俊 (1961年4月15日)	2000年10月	田邊法律	事務所	入所				
(1301-47104)	2010年1月	同所代表	弁護士	: (現在	E)			

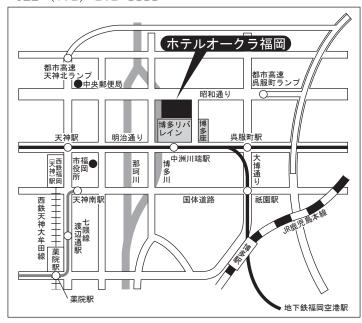
- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 田邊俊氏は、補欠の社外取締役候補者であります。同氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士であり、当社取締役の業務執行について法律的観点からコンプライアンスに係る監査並びにアドバイスをいただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
 - 3. 候補者が社外取締役に就任した場合には、当社は候補者との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額といたします。
 - 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。なお、保険料は当社が全額負担しております。候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

メ	T

株主総会会場ご案内図

福岡県福岡市博多区下川端町3番2号 ホテルオークラ福岡 3階 「メイフェア」 TEL (092) 262-1111



<交通手段>

JR博多駅から

地下鉄 博多駅——中洲川端駅「姪浜方面行き」

(所要時間 約5分)

タクシー 所要時間 約10分

福岡空港から

地下鉄 福岡空港駅---中洲川端駅「姪浜方面行き」

(所要時間 約10分)

タクシー 所要時間 約20分

西鉄福岡(天神)駅から

徒歩 約15分